

平成 26 年 7 月 8 日

保護者の皆様

世 田 谷 区 教 育 委 員 会

台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドラインについて
(幼児・児童・生徒の登降園・登下校時の安全確保について)

日頃より世田谷区立各幼・小・中学校(園)の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

世田谷区教育委員会では、台風接近・通過時や大雪における幼児・児童・生徒の安全を確保するため、登降園・登下校等の扱いについて、世田谷区として統一の基準で判断する「ガイドライン」を作成いたしました。

つきましては、本ガイドラインについてご理解いただくとともに、お子様の安全な登降園・登下校等にご協力くださいますようお願いいたします。

「台風接近・通過等に伴う臨時休業等に関するガイドライン」

世田谷区(23区西部)に「暴風警報」「暴風雪警報」を含むが発令された場合、各園・学校は、以下の基準にもとづき、安全対策を講じるものとする。

(1) 登校(登園)前に発令された場合

- ① 午前7時までに解除された場合・・・平常授業とする。
- ② 午前7時までに解除されない場合・・・臨時休業日とする。

※なお、実際に台風の接近・通過や大雪等が予想される場合には、各学校から対応の内容や留意点等の詳細を前日までに連絡いたします。

(2) 登校(登園)後に発令された場合

「暴風警報」が発令された時刻やその他の警報等の情報を勘案して、区としての安全対策(「下校時刻の変更」や「一時待機」等)を決定し、各学校に周知する。

- ① 幼稚園については、区の安全対策に基づき、「降園時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、保護者の引き取りにより、降園させる。
- ② 小・中学校については、区の安全対策に基づき、「下校時刻前に」または「一時待機」してから、原則として、教職員等が付き添って、集団下校させる。

(3) 移動教室等宿泊行事が予定されている場合

移動教室等宿泊行事を予定している場合には、現地の状況を踏まえた上で集合、出発時刻、行程、実施内容の変更等、安全対策を講じる。

お問い合わせ

世田谷区教育委員会事務局教育指導課

TEL 03(5432)2703